

不当な「欠勤」扱いを許さない！

損害賠償請求本人訴訟 提訴報告集会開催！！

9月1日、専任社員で株式会社関西新幹線サービックに出向中の多田一夫さんは、サービック会社が年休申請を私事欠勤(無給)にしたことは、サービック会社の就業規則および、労基法第39条に反している不法行為であるとして大阪地方裁判所に損害賠償請求本人訴訟を提訴しました。

多田さんは、今年1月21日に年休申請をして22日に休むことができました。

サービック会社の年休請求手続きは、就業規則第42条で「社員は、毎月20日までに翌月分の年休使用日を、年休申込簿に所定事項を記入のうえ、会社に届け出ることとする」とした上で、2項で「前項によれない場合で、年休を請求するときは、原則として前々日までに所定の手続きをとることとする。ただし、やむを得ない事由で事前に届け出ることができない場合は、事後速やかに届け出なければならない」と定められています。

また、労働基準法第39条では「使用者は、有給休暇(年休)を労働者の請求する時季に与えなければならない。(労働者から)請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる」と定められています。しかし、サービック会社は、多田さんの1月22日の年休申請に対して、時季変更権の行使はしていません。(年休を認めたとということです。)にもかかわらず欠勤扱いとしたことは、労基法第39条違反です。

多田さんは、到底承諾することはできないとして闘うことにしました。

地本も、9月1日に西町甲東会館で「損害賠償請求本人訴訟提訴報告集会」を開催してサービック会社の不法性を明らかにしてきました。

現場で共に働く仲間の皆さん！

おかしいことには泣き寝入りせずしっかりと声をあげていきましょう！

